

ふれあいの森整備事業実施基準

制定	平成28年	3月18日	森-3213
改正	平成30年	3月30日	森-3183
改正	令和3年	3月30日	森-3350
改正	令和8年	4月1日	森保-11

第1 趣 旨

この実施基準は、森や木とのふれあい空間整備事業のうち、ふれあいの森整備事業（以下「事業」という。）における森林整備やその他整備の実施に関し、森や木とのふれあい空間整備事業実施要領に定めるほか、事業の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 内 容

1 全体計画調査及び調査測量設計

森林整備及びその他整備を実施するため必要な成果品を作成するものとする。

全体計画においては新規に森林公園を整備する際の施設配置や計画量の策定をすることとし、成果品として全体計画調査報告書を作成するものとする。

調査測量設計において、森林整備にあつては、針広混交林化事業実施基準の第2の「内容」の1「調査・測量」に準じて実施するものとし、成果品をとりまとめるものとする。ただしその他整備にあつてはこれによらず、施工するために必要な調査測量を実施のうえ設計し成果品を作成するものとする。

いずれの成果品にあつても森林環境や公益性を重視した森づくりに適合した内容であることとする。なお、森林所有者の把握及び特定作業、及びそれに基づく同意書の収集は必須事項である。

数量の単位は、森林整備に係る面積はヘクタールとし、端数の取り扱いは単位以下第3位まで算出し、箇所毎にその計において四捨五入して単位2位止めとする。歩道や管理道等路網整備をはじめとした延長におけるものはメートルとし、端数の扱いは単位以下第2位まで算出しその計において四捨五入して第1位止めとする。

その他にあつては適宜単位を設定し、整数止めとする。

2 森林整備

(1) 事業実施主体は、森林整備の実施にあたり、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 実施方法

(ア) 地拵え

事業実施主体は、地拵えの実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 人工造林－地拵えの 5 実施方法により実施しなければならない。

(イ) 植栽

事業実施主体は、植栽の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 4 人工造林－植栽の 5 実施方法により実施しなければならない。なお、植栽木は広葉樹に限る。

(ウ) 下刈

事業実施主体は、下刈の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 2 下刈りの 5 実施方法により実施しなければならない。

(エ) 除伐

事業実施主体は、除伐の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 6 除伐の 5 実施方法により実施しなければならない。

(オ) 枝打ち

事業実施主体は、枝打ちの実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 5 枝打ちの 5 実施方法により実施しなければならない。

(カ) 間伐

事業実施主体は、間伐の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 8 間伐の 5 実施方法により実施しなければならない。

(キ) 整理伐

事業実施主体は、整理伐の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 1 9 更新伐－整理伐の 5 実施方法により実施しなければならない。

イ 実施管理

(ア-1) 出来形管理（植栽）

10m×10m の標準地を設定し、植栽本数を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の樹種別の位置を記載した見取り図を作成し出来形管理表（様式第 1 号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
3 ha 未満	2 箇所以上	植栽本数：設計数値以上
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	苗木規格：設計数値以上
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	

(ア-2) 出来形管理（枝打ち）

10mm×10m の標準地を設定し、実施本数を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の実施木を記載した見取り図を作成し出

来形管理表（様式第2号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
3 ha 未満	2 箇所以上	枝打ち本数
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	: 設計数値以上
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	枝打ち高規格
		: 設計数値以上

(ア-3)出来形管理（間伐・整理伐）

10mm×10m の標準地を設定し、伐採本数率を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の残存木及び伐採木の位置を記載した見取り図を作成し出来形管理表（様式第3号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
3 ha 未満	2 箇所以上	計画値の－5%
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	

(イ)写真管理

必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し、写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

b 施工管理

- ・ 施工中の状況
- ・ 生分解性オイルの使用状況（間伐、整理伐）

c 出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）
- ・ 標準地の設置状況（植栽、枝打ち、間伐、整理伐）

d 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

e 撮影基準

- ・ 施工前及び施工後の状況 2 ha 毎に 1 箇所以上

- ・標準地の設置状況 設置箇所数
- ・植栽木の状況（植栽） 樹種毎 1,000 本に 1 箇所以上
- ・枝打ちの状況（枝打ち） 樹種毎 1,000 本に 1 箇所以上
- ・伐採の状況（間伐、整理伐等） 2 ha 毎に 1 箇所以上

3 その他整備

原則秋田県土木工事共通仕様書に準じ実施するものとするが、市町村等事業実施主体が独自に定める実施基準書がある場合、事業実施主体と所管の地域振興局長との間で事前に協議し、それを基に実施して構わないものとする。

一方、施工すべき整備工種の実施基準が見当たらない際には、事業実施主体と所管の地域振興局長との間で事前協議し、準ずるものが可能なものを適宜根拠として実施して構わないものとする。

森づくり税をPRする表示板等を設置したことがわかるように、設置箇所の全景及び記載内容がわかるように写真を写し、管理するものとする。

第3 その他

自然環境に最大限配慮するため、チェーンソー等に使用する潤滑剤はエコマーク認定の自然分解性オイルを使用するものとする。

整備完成後は秋田県の森林や水と緑の森づくり税の積極的なPRを行う観点から、広報等により広く県民に周知させ、施設の利用促進を図ること。

森林ボランティア団体の活動や森林環境教育推進事業等の活用をすすめ、施設の利用促進に努めること。

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則 この基準は、令和8年 4月 1日から施行する。